

役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人三気の会 定款第8条および第21条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下役員等とする）の報酬及びその他法人業務に携わる際の諸経費に関し、必要な事項を定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等に対して、業務に応じて別表1の報酬及び別表2の実費弁償費を支払うことができる。

- 2 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合は、その実費とする。
- 3 役員に対して支給する報酬の各年度の総額は1,000,000円以下とする。

(出張旅費)

第3条 役員等が法人業務のために出張する場合は、別表3の報酬及び旅費等を支給することができる。

- 2 旅費は実費を支給する。
- 3 その他業務遂行に必要な経費は、原則として実費を支払うことができる。

(適用除外)

第4条 施設の職員を兼務する役員には、この規程を適用しない。

(改定)

第5条 本規定の改正は、評議員会の承認を受けて行う。

附 則 この規定は、平成29年 6月16日から施行する。

改 定 令和 2年 4月23日から施行する。

別表 1

(1) 理 事

報 酬	日 額
理事会等への出席	15,000 円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	15,000 円

(2) 監 事

報 酬	日 額
理事会、監事監査等への出席	15,000 円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	15,000 円

(2) 評議員

報 酬	日 額
評議員会への出席	15,000 円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	15,000 円

別表 2

実費弁償費（交通費）	日 額
開催・出勤場所：三気の里	
評議員選任・解任委員会出席	
菊池郡市	2,000 円
菊池郡市を除く熊本市・上益城以北	3,000 円
その他	5,000 円
開催・出勤場所：三気の家	
評議員選任・解任委員会出席	
熊本市内	2,000 円
熊本市を除く宇城市・八代市以北	3,000 円
その他	5,000 円

別表 3

出張報酬	報 酬（日額）
理 事	15,000 円
監 事	15,000 円
評議員	15,000 円